松川村商工会創業支援補助制度　主な改正内容

令和５年４月１日付

・ 補助率の変更　　現行 10/10　→　改正2/3　　（第５条）

・ 補助対象者に「創業する事業を本業とする者」を追加　　（第３条第１項）

・ 事業計画書様式を変更　　（様式第２号、第３号）

・ 補助対象経費は、「交付決定日」以降の支出とすることを明記　　（第４条第２項）

・ 提出書類に誓約書を追加　　（様式第４号）

・ 返還率の変更(３年未満：全額、４年未満：80％、５年未満：60％)　　（別表第４）

・ 創業前かつ交付申請の３月以上前に、商工会へ相談する必要がある規定を追加

（第３条第６号）

・ 本人に加え、同一世帯員に税等に滞納がある場合、補助対象外とする規定を追加

・ フランチャイズ、チェーンストアなどの事業は、補助対象外とする規定を追加

・ 地域おこし協力隊補助金の交付対象者は、補助対象外とする規定を追加

（以上、別表第２）

・ 事業の継続及び居住の報告時の提出書類に、「納税証明書」を追加　　（第13条）